

## ■ 消費税及び地方消費税について（広告代理店以外の場合）

### 例えば・・・4月から～9月までのお申し込みの場合

#### 【内容】

- ・1階エレベーターホール 2枠
- ・掲出期間 4月～9月（6か月）

#### 【適用税率】

- ・ 広告掲出料 8%
- ・ 行政財産使用料 8%

#### 【料金】

- ・ 広告掲出料（4月～9月適用料金）  
 $12,960円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 139,968円$
- ・ 行政財産使用料  
 $1,260円 \times 2枠 \times 6か月 = 15,120円$

**請求額計 155,088円（消費税及び地方消費税を含む）**

### 例えば・・・4月から～3月までのお申し込みの場合

#### 【内容】

- ・1階エレベーターホール 2枠
- ・掲出期間 4月～3月（12か月）

#### 【適用税率】

- ・ 広告掲出料 8%（4月～9月分）  
10%（10月～3月分）
- ・ 行政財産使用料 8%

#### 【料金】

- ・ 広告掲出料（4月～9月適用料金）  
 $12,960円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 139,968円$
- ・ 広告掲出料（10月以降適用料金）  
 $13,200円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 142,560円$
- ・ 行政財産使用料  
 $1,260円 \times 2枠 \times 12か月 = 30,240円$

**請求額計 312,768円（消費税及び地方消費税を含む）**

### 例えば・・・10月から～3月までのお申し込みの場合

#### 【内容】

- ・1階エレベーターホール 2枠
- ・掲出期間 10月～3月（6か月）

#### 【適用税率】

- ・ 広告掲出料 10%

#### 【料金】

- ・ 広告掲出料（10月以降適用料金）  
 $13,200円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 142,560円$
- ・ **行政財産使用料**  
平成31年10月1日時点で施行されている財産の交換、譲与等に関する条例に基づき算定。

**請求額計 142,560円+行政財産使用料**  
**（消費税及び地方消費税を含む）**